

氏名	古川 瓊子
学位	博士
専門分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第 4871 号
学位授与の日付	平成 25 年 9 月 30 日
学位授与の要件	社会文化科学研究科社会文化学専攻 (学位規則(文部省令)第 4 条第 1 項該当)
学位論文題目	生存内縁者の居住利益の保護 —内縁者の所有不動産の場合—
学位論文審査委員	主査・教授 吉岡 伸一 教授 佐野 寛 教授 赤木 真美 法務研究科教授 辻 博明 近畿大学教授 小川 富之

学位論文内容の要旨

本論文は、内縁関係にある者の一方あるいは双方が居住不動産を所有するケースにおいて、内縁者の一方が死亡した場合における生存内縁者の居住利益の保護をいかに考えるかを検討しようとするものである。生存内縁者が当該不動産を所有する場合においては、ほとんど問題になることはないと思われるが、死亡した内縁者が当該不動産を所有する場合や、内縁者双方で共有する場合には、その一部あるいは全部が死亡した内縁者の相続人に承継されることになるので、当該相続人との間で当該不動産の所有権ならびに居住する権利について争いが起こってくる。最悪の場合には、生存内縁者がいままで居住していた不動産に継続して居住することができなくなってしまう。果たして、それでよいのかどうかを検討すると、内縁関係継続中は居住することにほとんど問題が出てこなかったにもかかわらず、一方の内縁当事者が死亡した場合には、それが保護されなくなるというのは生存内縁者の保護が十分ではないのではないかと思料される。そうすると、内縁当事者の一方が死亡したことにより内縁関係が解消される場合においても、何らかの方策で生存内縁者の居住利益を保護してやらなければならないケースが少なくないと思われる。

そこで、本論文では、まず、一方の内縁当事者から贈与・遺贈がある場合と贈与・遺贈がない場合とに分け、次いで、後者につき、内縁者双方が居住不動産を共有している場合と、一方が単独で所有している場合とに分けて、それぞれの場合につき、生存内縁者の居住利益が図られるかどうかを検討している。そして、その中において、判例や学説を丁寧に検証し、できるだけ生存内縁者の居住利益が保護されるよう、論理構成を展開する努力をしている。その結果、上記のそれぞれのケースにおいて、生存内縁者が内縁関係存続中から居住し続けている不動産に、居住し続けられる可能性を見出している。

そして、内縁者の一方が死亡後において、生存内縁者の居住利益の保護を図るためには現行の法制度だけでは限界があるので、婚姻配偶者間の用益権の立法案を提示し、これを内縁関係にも類推適用することにより、その保護の充実を図るべきではないかとしているが、用益権の検討については、今後の検討課題としている。

学位論文審査結果の要旨

本論文についての学位審査会は、本年7月1日午後2時30分より、岡山大学文学部委員会にて学内審査委員4名（佐野教授、赤木教授、辻教授〔法務研究科〕、および吉岡〔主査〕）および招聘審査委員1名（近畿大学法学部小川富之教授〔家族法専攻〕）の計5名によって実施された。

申請者は、本論文に先行して、本大学の紀要に4本の論文を出しており、また、学会での発表を1件、学外の研究会での発表を1件行っており、本論文はこれらをベースにした集大成ともいえる。なお、本論文の対象としている「内縁」は、当事者である男女間に夫婦共同生活の実体があり、かつ、社会的にも夫婦として認識されているものの、我が国の民法が婚姻の成立要件として要求している婚姻の届出をしていないものを指している。つまり、典型的には、男女が結婚式も挙げ、新婚旅行も行い、親族や友人からも夫婦であると認識されているものを指し、単に同棲しているとか、愛人関係にあるとか、妾関係にあるものとは全く異なるものである。

本論文は、そのような内縁関係にある者の一方あるいは双方が居住不動産を所有するケースにおいて、内縁者の一方が死亡した場合における生存内縁者の居住利益の保護をいかに考えるかを検討しようとするものである。なお、内縁者が賃貸不動産に居住している場合もあるが、そのケースの検討については、今後、別の論文で取り上げるテーマとしている。

本論文では、まず、一方の内縁当事者から贈与・遺贈がある場合と贈与・遺贈がない場合とに分け、次いで、後者につき、内縁者双方が居住不動産を共有している場合と、一方が単独で所有している場合とに分けて、それぞれの場合につき、生存内縁者の居住利益が図られるかどうかを検討している。そして、その中において、判例や学説を丁寧に検証し、できるだけ生存内縁者の居住利益が保護されるよう、論理構成を展開する努力をしている。その結果、上記のそれぞれのケースにおいて、生存内縁者が内縁関係存続中から居住し続けている不動産に、居住し続けられる可能性を見出している。

申請者は、最後に、内縁者の一方が死亡後において、生存内縁者の居住利益の保護を図るためには現行の法制度だけでは限界があるので、婚姻配偶者間の用益権の立法案を提示し、これを内縁関係にも類推適用することにより、その保護の充実を図るべきではないかとしているが、用益権の検討については、今後の検討課題としている。

本論文については、招聘審査委員である小川教授から、現在の家族法学者があまり研究対象とはしていないものの、非常に重要な論点を対象に検討を加えているものであり、また、判例や学説も広範囲に取り上げて、独自にきめ細かく検討している点は十分に評価に値するものであるとの評価をいただいた。特に、男女関係の在り方については、現在、世界的に見ても多様化しているのが現状であり、その中で、日本だけが届出による婚姻しか認めないというのは再検討する余地が大いにあり、本論文はそれに一石を投じるものとして高い評価ができるとの言葉をいただいた。

本論文は、用語の定義づけや議論のきめ細やかさに欠けるなど、多少の難点はあるものの、判例等や学説についても広範囲に十分な考察を行い、周到に検討がなされていると評価でき、博士論文としての評価には問題ないと考えられたので、審査委員全員一致で合格との意見に至った。